

電子政府推進員について

目的

電子政府推進員は、都道府県ごとに**電子政府利用促進の核となる者**（①地域のITオピニオンリーダー、②年間申請件数の多い手続等分野に密接に関連する業務に従事する国家資格を有する者 i) 税理士、ii) 司法書士及び土地家屋調査士、iii) 社会保険労務士、iv) 行政書士、v) 通関士、vi) 弁理士）を**全国で251人委嘱**しており、**地域におけるきめ細かな普及啓発・意見要望の把握活動を行う**ことを目的としている。なお、当該制度は平成17年7月から開始したものである。

委嘱状況

計251人(平成24年1月5日現在)

(内訳)

① 職種別

オピニオンリーダー 75人、税理士 40人、司法書士及び土地家屋調査士 40人、社会保険労務士 40人、行政書士 39人、通関士 7人、弁理士 10人

② 地区別

北海道地区 13人、東北地区 22人、関東地区 66人、中部地区 33人、近畿地区 34人、中国地区 26人、四国地区 20人、九州地区 33人、沖縄地区 4人

委嘱期間

2年を超えない範囲内(現委嘱期間:平成23年7月1日～25年6月30日)

活動範囲

各推進員が居住する上記地区を中心に、以下の活動を行うこととされている。

① 電子政府に関する普及・啓発

② 電子政府に関する意見要望の把握

さらに、上記のような活動の効果的な実施に資することを目的として、電子政府推進員協議会(地域懇談会等)の開催や電子掲示板の活用等により、推進員同士の意見交換に加え、総務省からこれまでの取組の情報提供等を行っている。